

第7回

(平成28年7月11日)

# 議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成28年7月11日（月）午前9時半から午前10時
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 10名  
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 川村 勝也  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子

4 欠席委員

5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第28号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第29号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第30号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について  
協議 農地利用最適化推進委員との協議について

6 事務局職員

事務局長 高波昌一・農地係 久保田文子

7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、9番・1番委員を指名します。諸事報告がありましたら報告をお願いします。

4番 営農推進班で7月3日会議を行い、認定農家164件の掘り起しを行うよう決めましたので、各農業委員ご協力をお願いします。

7番 5月総会分のあっせんが6月28日協議を行い成立しました。反45万円、公社とは7月20日契約予定です。

議長 議事に入ります。それでは、議第28号案農地法第3条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第28号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 （調査番号1）賃借人・賃貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族3人（稼

働力2.5人)です。経営面積397aのうち田269a畑65aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1Km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反7千円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクターコンバイン田植機他。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号2番について、10番委員より調査報告をお願いします。

10番 (調査番号2)譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族6人(稼働力3人)です。経営面積148aのうち田148aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):100m。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクターモアSS。8番(取得農地の利用計画):梨。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号3番について、6番委員より調査報告をお願いします。

6番 (調査番号3)譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積203aのうち田150a畑53aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):3km。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):0円。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクターコンバイン田植機。8番(取得農地の利用計画):みかん等。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号4番について、6番委員より調査報告をお願いします。

6番 (調査番号4)賃借人・賃貸人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人(稼働力2人)です。経営面積203aのうち田150a畑53aです。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):4Km以内。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):反1万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):トラクターコンバイン田植機。8番(取得農地の利用計画):水稻。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地

法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 次に調査番号5番について、3番委員より調査報告をお願いします。

3番 (調査番号5) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員4人です。経営面積は674a田395a畑275a乳牛270肉牛220預託牛100頭です。3条調査項目により報告します。1番(耕作面積):問題なし。2番(通作距離):1Km以内。3番(小作人同意):問題なし。4番(貸付地):該当なし。5番(取得価格):田反30万円です。6番(耕作放棄地):問題なし。7番(農機具の利用計画):一式。8番(取得農地の利用計画):牧草地。9番(周辺地域との関係):従来通りに耕作し、周辺地域への協力もあり問題なし。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。次に調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号4については原案のとおり決定します。次に調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員:挙手)

議長 全委員賛成ですので、調査番号5については原案のとおり決定します。次に議第29号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第29号案農地法第5条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1) 譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は69.25㎡です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):第3種農地。2番(着工時期):許可後。3番(資金調達):借入

金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：同意済み。6番（公衆衛生）：上水、下水。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。11番（取得価格）：160万円 以上、報告終わります。

議長 調査番号2番について、10番委員より調査報告をお願いします。

10番 （調査番号2）使用借人使用貸人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設です。施設の概要は牛舎及び堆肥舎です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：農用地。2番（着工時期）：許可後9月。3番（資金調達）：借入金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：同意済み。6番（公衆衛生）：問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域内農業用施設用地。11番（取得価格）：0円 以上、報告終わります。

議長 調査番号3番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号3）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は個人住宅です。施設の概要は70.50㎡です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2番（着工時期）：許可後8月。3番（資金調達）：借入金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：同意済み。6番（公衆衛生）：上水、合併浄化槽。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。11番（取得価格）：450万円 以上、報告終わります。

議長 調査番号4番について、8番委員より調査報告をお願いします。

8番 （調査番号4）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は建売住宅です。施設の概要は405.76㎡です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2番（着工時期）：許可後。3番（資金調達）：自己資金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：同意済み。6番（公衆衛生）：上水、下水。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。11番（取得価格）：500万円 以上、報告終わります。

議長 調査番号5番について、1番委員より調査報告をお願いします。

1番 （調査番号5）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設です。施設の概要は49.5kwです。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：許可後8月。3番（資金調達）：自己資金。4番（建面積割合）：問題なし。5番（周囲の承諾）：同意済み。6番（公衆衛生）：問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照および通風）：問題なし。9番（耕作者・周囲の同意）：問題なし。10番（農振法）：農地用区域外。11番（取得価格）：100万円 以上、報告終わります。

- 議長 調査番号6番について、3番委員より調査報告をお願いします。
- 3番 (調査番号6) 使用借人使用貸人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設です。施設の概要は茶加工施設です。5条調査項目により報告します。1番(農地区別):農用地。2番(着工時期):許可後8月。3番(資金調達):借入金。4番(建面積割合):問題なし。5番(周囲の承諾):同意済み。6番(公衆衛生):合併浄化槽。7番(転用措置):問題なし。8番(日照および通風):問題なし。9番(耕作者・周囲の同意):問題なし。10番(農振法):農用地区域内農業用施設用地。11番(取得価格):0円 以上、報告終わります。
- 事務局 農用地区域内か外かでまず判断する。内であれば、農業用施設用地でなければ転用できない。1種農地も例外要件に該当しなければ転用できない。
- 議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。
- 5番 調査番号5について、太陽光発電施設とあるが周囲が山林であれば影響があるのではないか。
- 1番 影響はない。
- 事務局 事業計画では、周辺の山林を伐採し広く計画。
- 議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全委員:挙手)
- 議長 全委員賛成ですので、調査番号1については原案のとおり決定します。次に調査番号2について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全委員:挙手)
- 議長 全委員賛成ですので、調査番号2については原案のとおり決定します。次に調査番号3について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全委員:挙手)
- 議長 全委員賛成ですので、調査番号3については原案のとおり決定します。次に調査番号4について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全委員:挙手)
- 議長 全委員賛成ですので、調査番号4については原案のとおり決定します。次に調査番号5について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全委員:挙手)
- 議長 全委員賛成ですので、調査番号5については原案のとおり決定します。次に調査番号6について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (全委員:挙手)
- 議長 全委員賛成ですので、調査番号6については原案のとおり決定します。次に議第30号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。
- 事務局 議第30号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について(朗読)

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成28年7月4日付け：球錦農林第44794号）の諮問があり、今回は所有権移転1件、利用権の再設定が4件、新規が1件です。

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 内容説明が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

（全委員：質疑なし）

議長 質疑がないので、採決します。議第30号案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

議長 全委員、賛成ですので、議第30号案については原案のとおり決定します。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しましたので、平成28年第7回総会を閉会します。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年7月11日

農業委員会会長

9番 農業委員

1番 農業委員